〇使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）

別表第一（第三条第一項）

財産又は事務の種類	使用料等	区分			単位	額
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）に基づくもの	構造計算適合性判定申請手数料	第六条の三第一項本文の規定による構造計算適合性判定の申請に対する審査（第七十七条の三十五の二十一第一項の規定により知事が構造計算適合性判定の業務を行う場合を含む。）	第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号若しくは第三号に定める基準（同項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定するプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）又は第六条の三第一項本文に規定する特定増改築構造計算基準（第二十条第一項第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同項第二号イに規定するプログラムによるもの又は同項第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合	床面積の合計が千平方メートル以内のもの	一棟につき	十万七千円
				床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	一棟につき	十三万四千円
				床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	一棟につき	十四万七千円
				床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	一棟につき	十八万七千円
				床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一棟につき	三十一万九千円
			第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画が第二十条第一項第二号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）又は第六条の三第一項本文に規定する特定増改築構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかの審査を要するものである場合	床面積の合計が千平方メートル以内のもの	一棟につき	十五万六千円
				床面積の合計が千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの	一棟につき	二十万九千円
				床面積の合計が二千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	一棟につき	二十四万円
				床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	一棟につき	三十一万八千円
				床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	一棟につき	五十八万七千円